

決算補填等目的繰出金を繰り入れない場合の国保料

| 世帯構成 | 2021年度 保険料 | 繰り入れ解消後の 保険料 | 差額 |
|---|---------------------|---------------------|---------|
| 年収610万円の4人家族 (世帯主45歳：給与収入480万円、妻38歳：給与収入130万円、13歳と10歳の子) | 489,420円 年収の8% | 564,915円 年収の9.3% | 75,495円 |
| 年収250万円の単身世帯 (40歳) | 173,650円 年収の6.9% | 197,633円 年収の7.9% | 23,983円 |

▲千葉県が示している標準保険料率を参考に、国保年金課が試算したもの。
なお用いた標準保険料率は、決算補填等目的以外の法定外繰出金分も保険料で賄う形で算定されていることから、ここでは決算補填等目的分のみを按分して計算している。

船橋市の国保料と協会けんぽ保険料の比較

